

皆さんから託された **500円** は、こんな活動に使われています

適正な森林整備の推進

荒廃森林再生事業

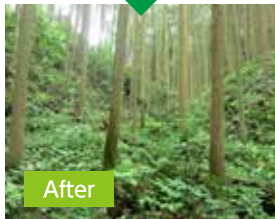
●福岡ヤブオク！ドーム約550個分の森林整備

針葉樹と広葉樹が混じり合った、災害に強い豊かな森林に誘導するため、県が森林所有者に代わって約3,850haにわたる間伐・林内整備を行いました。



Before

森林が暗く、下草が育たないため、地表がむき出しになってしまっています。このままでは雨と共に土が流れ去り土砂災害が起きやすい森林になってしまいます。



After

適切な間隔で間伐することにより、木は枝葉を広げることができ健全に育ちます。林内が明るくなり、下草も育ってきました。

平成20年度～平成29年度の10年間で県内20箇所に選定した環境林を整備しました。

重要森林公有化等支援事業

●県内10市町が公有林化や公的整備を実施

荒廃した森林、またはその恐れのある森林について、市町による公有林化や、公的整備(間伐など)を進めるための経費を支援しました。

荒廃森林拡大防止対策事業

●森林所有者等による荒廃森林の拡大防止



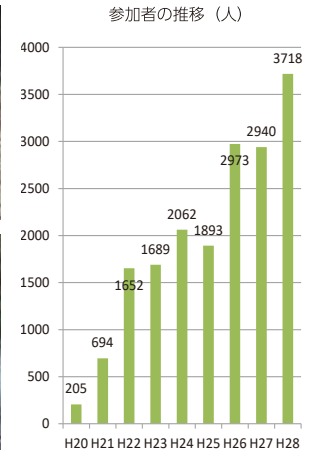
間伐する木の形質が悪い、林道等から距離が遠いなど条件が悪い森林において、森林所有者等による間伐を促進するため、搬出間伐に対して支援しました。

県民協働による森林づくりの推進

もり 県民参加の森林づくり事業

●森林づくりに延べ110団体、約18,000人が参加

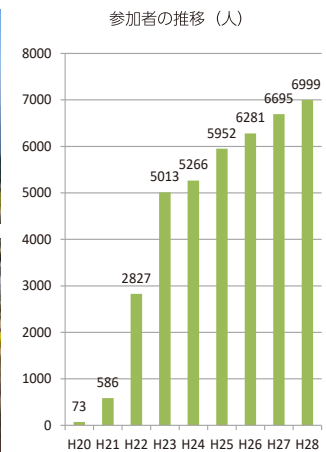
里山への広葉樹植栽や侵入竹の除去など、県民の皆さんが荒廃森林の再生を目指し、自ら企画・立案し、取り組まれる「森林づくり活動」を支援しました。



もり 未来へつなぐ宝の森林整備事業

●約7,000人が虹の松原を守るために活動中！

佐賀県を代表する自然環境の保全等の観点から、県・市町・CSO等の協働により、虹の松原の再生・保全活動を行っています。



佐賀県森林環境税について

佐賀県森林環境税は、すべての県民に広く負担していただく、「県民税均等割」に加算して納めていただきます。

個人 年額 500円

(その年の1月1日時点)
県内に住所がある方、事務所、事業所または家屋敷を持っている方
●所得が一定の基準以下などで個人県民税均等割が課税されていない方は非課税
(例：生活保護による生活扶助を受けている方など)

法人 均等割額の5%

県内に事務所または事業所を持っている法人など

資本金等の額	年税額
50億円超	40,000円
10億円超～50億円以下	27,000円
1億円超～10億円以下	6,500円
1千万円超～1億円以下	2,500円
上記以外の法人	1,000円